



発行 東京都

目次

98

規則

○東京都不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則………（都市整備局住宅政策推進部不動産業課）…

規則

東京都不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百十八号

東京都不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則

東京都不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則（平成八年東京都規則第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条第二項」を「第十九条第二項及び第六十九条第三項」に、「不動産特定共同事業者名簿等閲覧所（以下）を「不動産特定共同事業者名簿等閲覧所及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所（以下これを）」に改める。

第二条第一項中「第五条第二項各号」を「第五条第二項第一号から第四号まで」に、

「定める書類（以下）」を「定める書類及び同法第四十九条に規定する同法第四十二条第二項第一号から第四号までに掲げる書類、小規模不動産特定共同事業者登録簿その他省令で定める書類（以下これを）」に改める。

「不動産特定共同事業者名簿等閲覧申込票」を「不動産特定共同事業者名簿等閲覧申込票」及び「小規模不動産特定共同事業者登録簿等」に改める。

許可番号	不動産特定共同事業者名
知事	
大臣	
知事	
大臣	
知事	
大臣	
知事	
大臣	
知事	
大臣	

を

許可・登録番号	不動産特定共同事業者・小規模不動産特定共同事業者名
知事	
大臣	
知事	
大臣	
知事	
大臣	
知事	
大臣	
知事	
大臣	
知事	
大臣	

に「すべて」を「全

て」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行

東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七號  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

